

主な内容

- 3つの虐待について…………… 2
- 虐待防止にむけて…………… 3
- 相談先一覧…………… 4

発行／松戸市
 編集／地域包括ケア推進課
 ☎047-366-7343 FAX047-366-7748
 子ども家庭相談課
 ☎047-366-3941 FAX047-366-3901
 障害福祉課
 ☎047-366-7348 FAX047-366-7613



虐待のない誰もが安心して暮らせるまち まつどを目指して

児童・高齢者・障害者への虐待を無くそう

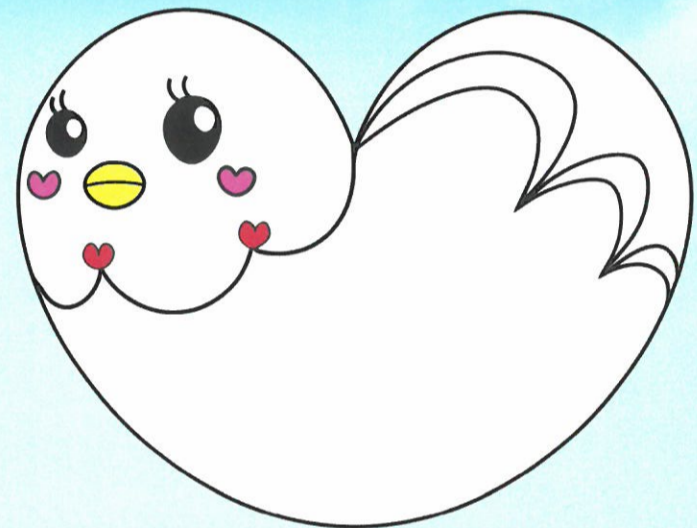
令和2年4月1日施行

「松戸市虐待防止条例」

この条例は「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けて、市・市民・関係団体と地域社会がそれぞれの立場で力を尽くし、手を取り合って取り組むために制定しました。

制定後は、相談しやすい環境を整えることや、児童・高齢者・障害者の各分野連携強化に努めています。

虐待通報は年々増加傾向にあります。日頃から市民の皆さんに向けて啓発活動を実施してきましたが、今回、より多くの人に虐待防止についてご理解いただけるよう特集号を発行しました。



松戸市虐待防止推進キャラクター・ハートはと

松戸市虐待防止条例

検索



市ホームページ

基本理念

- 1 虐待は人権侵害行為であり決して行ってはいけません
- 2 児童・高齢者・障害者の命と尊厳を守ることを最優先とし、虐待を受けた人の利益が最大限考慮されること、保護者や養護者の人権も共に尊重します
※養護者とは、高齢者や障害者を現に養護(金銭の管理、食事や介護など何らかの世話)している人を指します。
- 3 市、市民、関係団体、地域社会が協力して取り組みます

「虐待」を責めるより、「支援」を届けよう

「虐待」という言葉が浸透してきた一方で、この言葉が保護者や養護者などに向けられるとその人なりに精一杯努力してきたことが否定されてさらに追い詰められてしまい、状況の悪化が起きかねません。

虐待が深刻化する家庭の多くは地域から孤立し、密室化しています。周囲や支援者に相談できないまま、悩みを抱え込んでしまう場合があります。

虐待をなくすためには虐待行為を責めることよりも、市全体で家庭の孤立化を防ぐことや家庭内のわずかなSOSのサインを発見し、早期に「支援」につなげることが重要です。



児童虐待

とは

児童(18歳未満)に対して
保護者などが虐待をすることです



しつけ?それとも体罰?

これらは全て「体罰」であり、虐待とみなされます

- 言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので、食事を与えなかった
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った
- 掃除をしないので雑巾を顔に押し付けた

しつけのつもりであっても、暴力は歯止めが利かなくなりエスカレートする危険性があります。子どもが暴力による解決方法を学び、暴力的な言動や問題行動が増えてしまうことも少なくありません。

めんぜん「面前DV」って何?



子どもの前で家族に暴力を振るったり、(暴言を吐く)心理的虐待の一つです。

大切な人への暴力を目撃した子どもは、心に大きな傷を残す恐れがあります。子どもへの影響が大きく、脳の萎縮やトラウマ症状が残る可能性があると言われています。

厚生労働省パンフレット『体罰によらない子育てのために』

体罰が与える影響や体罰をしないための工夫が紹介されています。詳細は同省ホームページをご覧ください。



同省ホームページ

高齢者虐待

とは

高齢者(65歳以上)に対して
養護者や養介護施設従事者などが虐待をすることです



高齢者虐待と認知症



高齢者虐待の防止には、認知症の正しい理解が必要です。虐待を受けている人の多くは認知症があり、介護者は認知症への適切な対応ができず、結果的に虐待に至ることがあります。認知症に関する正しい理解と対応方法について学び、介護を1人で抱え込まないための工夫が虐待の防止に繋がります。

自宅でも学べる教材があります!



多くの人に高齢者虐待防止について学んでもらえるよう、高齢者虐待防止啓発DVDの無料貸し出しを行っています。自宅でも学ぶことができますので、ぜひご利用ください。

DVDの内容

- ・高齢者虐待ってなに?虐待があったらどうなるの?
- ・弁護士から見た高齢者虐待について
- ・高齢者虐待について知ろう!防ごう!連絡しよう!3つを密に

☎地域包括ケア推進課 ☎366-7343

4コマ漫画

市ホームページでは高齢者虐待防止に関する4コマ漫画も掲載しています。



市ホームページ

パートナー講座(出前)



ご希望の日時・場所に市職員が伺って「高齢者の権利擁護について」説明します。



市ホームページ

障害者虐待

とは

障害者に対して
養護者や施設従事者・使用者などが虐待をすることです



障害者とは?



身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のある人や、心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人です(障害者手帳を取得していない場合を含む)。

障害者虐待の3つの類型



- 養護者による障害者虐待
家族や同居する人など、障害者の生活の世話や金銭の管理をしている人からの虐待です。
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員からの虐待です。
- 使用者による障害者虐待
障害のある人を雇用している事業主などからの虐待です。

障害の理解を深める啓発パンフレット

障害の理解を深めるためにパンフレットを作成しました。詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

みんなで虐待を防ごう

市の虐待通告(通報)受理件数は、児童・高齢者・障害者、全ての分野で増加傾向にあります。少子高齢化、核家族化が進む中、家族の問題は複雑化し、介護が必要な家庭での子育て、障害を持つ人による高齢者介護など、一つの分野では対応が困難な場合があります。そのような問題を家族だけで抱え続けていると虐待が起こる可能性があります。みんなで地域や関係機関の支援を受けることにより、虐待を防いで、安心して子育てや介護ができる「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちまつど」を目指しましょう。



■市の虐待通告(通報)受理件数

年度	児童	高齢者(養護者)	障害者(養護者)
平成30年度	828件	187件	25件
令和元年度	970件	185件	36件
令和2年度	1,317件	214件	63件

虐待の種類とサイン

虐待の多くは家庭内で発生しており表面化しにくいですが「サイン」があります。日々の生活の中で、下記のようなサインを見かけた時には各相談先にご連絡ください。皆さんの「小さな気づき」が、「大切な支援」に繋がります。

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト(放置・放任)	心理的虐待	経済的虐待 <small>※児童虐待は除く</small>
こんなことは虐待です	<ul style="list-style-type: none"> ●殴る・ける ●しばりつける ●戸外に放置するなど 	<ul style="list-style-type: none"> ●裸にする ●わいせつ画像を見せる ●性行為を強要するなど 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な医療を受けさせない ●食事を与えない ●入浴をさせないなど 	<ul style="list-style-type: none"> ●怒鳴る、ののしる無視する ●子どもの前で家族に暴力を振るうなど 	<ul style="list-style-type: none"> ●家族が本人のお金を断りなく使う ●日常生活に必要な金銭を与えないなど
虐待のサイン	<ul style="list-style-type: none"> ●体に傷やあざがある ●急におびえたりこわがったりする ●家族が子育て、介護に対して疲れているなど 	<ul style="list-style-type: none"> ●卑猥な言葉を発するようになる ●周囲の人の体を触るようになるなど 	<ul style="list-style-type: none"> ●体から異臭がするなど衛生状態が悪い ●外で見かけなくなった ●家の周囲にゴミが放置されているなど 	<ul style="list-style-type: none"> ●落ち着きがなく攻撃的な態度が見られる ●自分で自分を傷つける ●家から怒鳴り声や泣き声、大きな音が聞こえるなど 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要最低限のお金を使っている様子がない ●家賃・水道料金等の生活費の支払いができていないなど

虐待防止のための3ステップ

ステップ1 学ぼう

市では、虐待防止に関する正しい知識や工夫について学ぶ機会として、パートナー講座(出前)、講演会、研修会などを開催しています。詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

ステップ2 声かけしよう

重篤な虐待が発生した背景には、家庭が地域から孤立している場合が少なくありません。困ったときにSOSを出せる人の存在が大切です。気にかけてくれている人がいるだけで、介護や育児を乗り切る力になります。気になる家庭への積極的な挨拶や相手の気持ちに寄り添った声かけをしましょう。



ステップ3 支援の利用につなげよう

保護者や養護者だけで家族のケアを行っている、身も心も疲弊してしまい、虐待が起きてしまう場合があります。家庭の事情に合った相談機関やサービスを利用することで状況が改善することも多くあります。積極的に相談機関を紹介して支援につなげましょう。分からないことがあれば、遠慮なく問い合わせてください。



問い合わせ・相談先は次のページへ

「虐待かも」と思ったら

「もし虐待じゃなかったら」と不安になり、相談することに抵抗を感じるかもしれません。虐待の事実が確認されなかった場合でも、責任を問われることはありません。虐待かどうかは相談受付機関が専門的な立場で判断するので、まずは相談してください。

誰が相談したか知られちゃう?

➡「匿名」での相談も可能です。

相談した後はどうなるの?

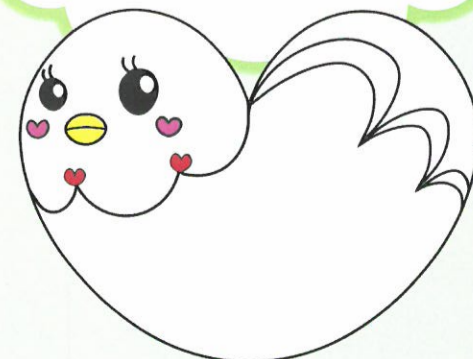
➡相談者やその内容に関する秘密は固く守られます。



相談を受け付けた部署は、状況の確認、保護者や養護者との面談、再発防止の検討、必要なサービスの紹介などを行います。

状況によっては安全確保のため、対象者を保護することもあります。

気になることは次ページの相談先へ相談しよう



虐待の相談先

緊急時は迷わず110番を!

虐待は外からは見えにくい状況で起きていることが多く、虐待されている本人がSOSを出すことは非常に困難です。本人や周囲の人が虐待と気づかない場合もあります。あなたの相談をきっかけに守られる人や救われる家庭があるはず。少しでも不安に思ったら、迷わず連絡してください!



児童虐待

- **子ども家庭相談課** (平日9時~17時)
〒271-0072松戸市竹ヶ花74の3中央保健福祉センター3階
☎366-3941、FAX366-3901
- **千葉県柏児童相談所** (平日9時~17時)
〒277-0831柏市根戸445の12 ☎04-7134-4152、FAX04-7134-4153
- **児童相談所全国共通ダイヤル「189」** (24時間365日対応)
☎189(イチハヤク) ※通話料無料



★が所在地です

高齢者虐待

- **地域包括ケア推進課** (平日8時30分~17時)
〒271-8588松戸市役所本館1階 ☎366-7343、FAX366-7748
- **高齢者いきいき安心センター (地域包括支援センター)** (平日8時30分~17時)
各センターの担当地域は市ホームページの「高齢者いきいき安心センター担当地域一覧」でご確認ください。



市ホームページ
★が所在地です

<p>明第1 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎700-5881 稔台7の13の2 第3山田マンション101-A</p>	<p>明第2西 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎382-5707 栄町西3の991の15</p>	<p>明第2東 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎382-6294 上本郷3196バインツリーコート1階</p>	<p>本庁 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎363-6823 松戸1292の1 シティハイツ1階</p>	<p>矢切 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎710-6025 上矢切299の1 総合福祉会館内</p>
<p>東部 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎330-8866 紙数1186の8 第二南花園内</p>	<p>常盤平 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎330-6150 常盤平2の24の2 第C号棟5号室</p>	<p>常盤平団地 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎382-6535 常盤平2の24の2 第C号棟6号室</p>	<p>五香松飛台 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎385-3957 五香西2の35の8 斉藤ビル1階</p>	<p>六実六高台 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎383-0100 六高台2の6の5 リバティベル1階</p>
<p>小金 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎374-5221 小金3 高橋ビル4階</p>	<p>小金原 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎383-3111 栗ヶ沢789の22</p>	<p>新松戸 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎346-2500 新松戸1の414 大清堂ビル1階</p>	<p>馬橋西 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎711-9430 西馬橋広手町40の1 秀栄ビル101</p>	<p>馬橋 高齢者いきいき安心センター</p> <p>☎374-5533 中和倉130 第1コーポオンダ 1階</p>

障害者虐待

- **松戸市障害者虐待防止・障害者差別相談センター** (平日8時30分~19時)
〒271-0094松戸市上矢切299の1 松戸市総合福祉会館2階松戸市中央基幹相談支援センターCoCo内
☎366-8376、FAX366-1138
- **障害福祉課** (平日8時30分~17時)
〒271-8588松戸市役所新館3階 ☎366-7348、FAX366-7613



★が所在地です